



- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学期の区分は、学年の始めに学長が学部教授会の議を経て、その期日を変更することがある。

第7条 休業日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本学創立記念日 11月9日
- (3) 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- (4) 夏期休業日 8月1日から8月31日まで
- (5) 冬期休業日 12月26日から翌年1月4日まで
- (6) その他特に大学が定めた日

2 前条第2項の規定は、休業日の変更に準用する。

### 第3節 授業科目及び履修方法

第8条 学部において教育する授業科目は、一般教育科目、専門教育科目及び資格課程教育科目に分ける。

第9条 授業科目（卒業研究及びアカデミック・プランニングを除く。）の履修の認定は試験によるものとし、試験に合格した学生には単位を与える。

2 単位数は、1単位の授業科目を40から45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。ただし、卒業研究については5単位、アカデミック・プランニングⅠ・Ⅱについてはそれぞれ1単位とする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習等については、45時間の授業をもって1単位とする。

第10条 授業科目及びその単位数は、別表の通りとする。ただし、別表に定める授業科目のほか、必要に応じ適宜課外講義を行う。

2 前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第11条 授業科目の担当教員、時間割等は、毎学年の始めに公示する。

第12条 一般教育科目は、第1年次から第4年次に配当履修せしめ、専門教育科目は、一部を第1年次に、大部分を第2年次、第3年次及び第4年次に配当履修せしめる。

2 第3年次に進級するためには、第2年次までに別に定める科目を含め51単位以上修得しなければならない。

第13条 卒業するためには、次の各号に定める単位を含め127単位以上を修得しなければならない。

- (1) 一般教育科目については、外国語科目8単位、健康・スポーツ科目4単位、情報科学科目1単位、教養科目3分野からそれぞれ2科目12単位の合計25単位
- (2) 専門教育科目については、社会福祉士指定科目62単位、専門演習2単位、卒業研究5単位、アカデミック・プランニング2単位、学科別必修科目及び選択科目31単位の合計102単位

但し、介護福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士指定科目のうちソーシャルワーク演習Ⅰの2単位を免除する。

2 前項に定めるもののほか、介護福祉士国家試験受験資格、精神保健福祉士国家試験受験資格、保育士資格、福祉科教員資格、特別支援学校教員資格を得ようとする者又は児童ソーシャルワーク課程、スクールソーシャルワーク課程を修了しようとする者

は、それぞれ別表に定める単位を修得するものとする。なお、これらの履修方法については、別に定める。

第13条の2 学生が入学（編入学を除く。）する前に、他大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位について、教育上有益と認めるときは別に定めるところにより、30単位を超えない範囲で学部において修得した単位として認めることができる。

第13条の3 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位について、教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、30単位を超えない範囲で学部において修得した単位として認めることができる。

第13条の4 第13条の2及び第13条の3により、学部において修得したと認める単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

### 第3章 学部の学生

#### 第1節 入学、休学等

第14条 学部の入学の時期は、毎学年の始めとする。

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものに限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学部において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第16条 前条第1号に規定する学校の在学者で、入学を許可する年の3月31日までに卒業できる見込みの者は、学校長の証明を得て入学を願い出ることができる。この場合において、当該学校を卒業したときは、直ちに卒業証明書を提出しなければならない。

第17条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の入学願書その他の書類に別に定める入学検定料を添えて提出するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、入学検定料を免除することができる。

第17条の2 外国人で本邦所在の外国公館の紹介等により本学に入学を志願する者については、前条の規定によらないで外国学生として入学を許可することがある。

第18条 入学選考は調査書、学科試験及び人物考査を行う。

第19条 入学選考に合格し、所定の期日までに第35条に規定する学費等を納めた者は、入学を許可する。ただし、学費等のうち授業料及び諸納金の延納を願い出た者の取扱いについてはこの限りではない。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び本人の住民票抄本を提出しなければならない。この手続きを履行しない者の入学許可は、これを取り消す。

3 第1項の授業料及び諸納金の延納に関する取扱いは別に定める。

第20条 保証人は、独立の生計を営む父母その他の親族又は縁故者で確実に保証人の責を負い得る者でなければならない。

第21条 保証人が死亡その他の事由によりその責を尽すことが出来ない時は新たに保証人を定め直ちに誓約書を提出しなければならない。

第22条 学生又は保証人が改姓改名をしたときは、直ちに証拠書類を添えてその旨を届出なければならない。

第23条 編入学は、次の各号のいずれかに該当する者について、選考の上、3年次に入学を許可する。

(1) 4年制大学に2年以上在学し、62単位以上修得している者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の別に定める専門課程を卒業した者

(5) 相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると学部において認めた者

(6) 入学を許可する年の3月31日までに、前各号の一に該当する見込みの者

2 前項により入学を許可された者のすでに履修した授業科目及び単位数は、学部教授会の議を経て、学部において修得したものとして認めることができる。

3 第1項により入学を許可された者の最長在学年数は、第4条の2の規定にかかわらず4年とする。

4 編入学に関する細目は、別に定める。

第24条 転科を願い出た者については、学部教授会の議を経て、学長が許可することがある。

第24条の2 退学者又は除籍者でその後2年以内に保証人連署をもって入学を志願する者は、定員に余裕がある場合に限り、選考の上、特に再入学を許可することがある。

2 再入学に関する細目は、別に定める。

第25条 疾病又はやむを得ない事故により欠席が7日以上に亘る場合は理由を添え、疾病の際は更に医師の診断書を添えて保証人連署の上届出なければならない。

第26条 病気その他の理由により引続き6カ月以上就学することができないときは、理由を明記し保証人連署の上学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には医師の診断書を添付しなければならない。

3 休学は、原則として、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引続き1年に限り休学を許可することができる。

第26条の2 学長は病気のため就学が不相当と認められる者に対しては休学を命ずることがある。

第27条 休学の期間は通算して2年を超えることができない。ただし病気の場合は3年とする。

第28条 休学期間満了のとき、又は休学期間中でもその事由の終わったときは学長に願い出てその許可を得て復学することができる。

2 休学が病気によるものであった場合は前項の復学の願い出には医師の診断書を添えなければならない。

第28条の2 授業中等の万一の事故に備えるため、学生を被保険者として損害保険に加入することがある。

第28条の3 学生が他の大学に転学しようとするときは、保証人連署の上出願し、学長の許可を受けなければならない。

第29条 疾病又はやむを得ない事由により退学せんとする者は医師の診断書又は詳細な

る事由書を添え保証人連署をもって願い出て許可を受けなければならない。

第30条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長は、学部教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡又は行方不明の届出のあった者
- (2) 第4条の2に定める在学期間を超える者
- (3) 第27条に定める休学期間を超えたため復学の許可を得られなかった者
- (4) 学費等を滞納し、督促してもこれに応じなかった者

#### 第2節 試験

第31条 学部の試験は、1授業科目につき、每学期1回以上これを行う。

第32条 削除

第33条 試験の成績はS、A、B、C及びDの5種類としS、A、B及びCは合格、Dは不合格とする。

第34条 試験に関する細目は、別に定める。

#### 第3節 学費等

第35条 学部の学生は、学費その他の費用（以下「学費等」という。）を納めなければならない。

2 学費とは入学金、授業料及び諸納金をいう。

3 諸納金及びその他の費用については、別に定める。

第35条の2 入学金及び授業料の額は次のとおりとする。

区分	入学金	授業料
社会福祉学部	282,000円	年額535,800円

第36条 授業料は、年額を、毎学年の4月末日までに納めなければならない。ただし、やむを得ない理由によって分納するときは、4月末日まで半額、10月末日までに半額を納めなければならない。

第37条 入学を許可された者のうち所定の期日までに入学を辞退した者に対しては、別に定めるところにより入学金を除く学費等を返還する。

第38条 休学を許可された者は、入学金を除く学費を納めることを要しない。ただし、学年の途中で休学する場合は、在学していた学期までの学費を納めなければならない。

第39条 学年の途中で退学する場合は、在学していた学期までの学費を納めなければならない。

第40条 学費等は所定の期日までに納めなければならない。

2 学長は、学費等滞納者がこれを納めるまで授業や試験に出席し又は図書を閲覧すること等を禁止することがある。

#### 第4節 科目履修生

第40条の2 学部において開講する授業科目中特定の授業科目につき履修を希望する者があるときは、学生の履修の妨げにならない限り、選考の上、科目履修生として学長がこれを許可することができる。

2 科目履修生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。

第40条の3 科目履修生については、前章第3節並びに本章第2節及び第8節の規定を準用するほか、履修できる授業科目、出願、選考、履修等に関する事項は、別に定める。

第40条の4 科目履修生を志願する者は、所定の志願書に科目履修を希望する授業科目等を記載し、履歴書等所定の書類を添えて提出しなければならない。

第40条の5 科目履修生として履修を許可された者は、入学料28,200円と授業科目1単位につき14,800円を、納付しなければならない。

#### 第5節 聴講生

第41条 学部において開講する授業科目中特定の授業科目につき聴講を希望する者があるときは、学生の履修の妨げにならない限り、選考の上、聴講生として学長がこれを許可することができる。

第41条の2 聴講生として聴講できる授業科目、その出願、選考、聴講等に関する事項は、別に定める。

第42条 聴講を志願する者は、原則として、所定の志願書に聴講を希望する授業科目等を記載し、履歴書及び選考料5,000円を添えて提出しなければならない。

第43条 聴講生として聴講を許可された者は、原則として、通年開講の授業科目については、1授業科目につき30,000円を、前期又は後期のみ開講する授業科目については、1授業科目につき15,000円を納付しなければならない。

第44条 聴講生は聴講の授業科目については願い出て試験を受けることができる。

第45条 試験に合格した者は希望により証明書を授与する。

第46条 聴講生として履修した授業科目及びその単位並びに在学年数は正規の課程における授業科目及び単位並びに在学年数として換算又は認定することはできない。

第47条 聴講生については、本節以外の規定を準用する。ただし、第51条は準用しない。

#### 第6節 削除

第48条から第50条まで 削除

#### 第7節 学位の授与

第51条 学部における所定の課程を修め、所定の単位数を修得した者は、卒業とし、学士（社会福祉学）の学位を学長が授与する。

第52条 卒業の時期は、学年の終わりとする。ただし、学長は、学年の途中においても、学期の区分に従い学生を卒業させることができる。

#### 第8節 賞罰

第53条 学部の学生で他の模範となる行為があった場合は、これを表彰することができる。

第54条 学生としてその本分にもとる行為があった時はその情状により次の懲戒を加える。

- (1) 譴責
- (2) 受験停止
- (3) 停学
- (4) 退学

第55条 次の各号の一に該当する学生は退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第55条の2 賞罰は、学部教授会の議を経て学長が行うものとする。

#### 第4章 教授会等

第56条 本学に学部教授会を置く。

第57条 削除

第58条 学部教授会は、学長及び学部の教授、准教授、講師、助教その他学部長が認めた教育職員をもって組織し、学部長が召集する。

2 学部教授会は、次の事項について審議する。

- (1) 学部学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (2) 学部の教育課程に関する事項
- (3) 学部の試験に関する事項
- (4) 学部学生の賞罰に関する事項
- (5) 学部に係る諸規則の制定改廃に関する事項
- (6) 学部の教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項
- (7) その他学部の運営に関する重要事項で学部長が必要と認める事項

3 学部教授会に専門的事項について調査検討するため、委員会を置くことができる。

4 学部教授会に関する細目は、別に定める。

第59条 学部教授会の議事は、第57条第4項又は前条第4項に基づき別段の定めをした場合のほか、出席者の過半数を以てこれを決する。

第59条の2 本学に置かれる各教育研究組織（社会福祉学部、大学院社会福祉学研究所、大学院福祉マネジメント研究科、附属図書館、社会事業研究所及び通信教育科を所掌する組織をいう。以下同じ。）相互の連携、調整を行うための機関として全学連絡調整会議を設置する。

2 全学連絡調整会議は、学長及び各教育研究組織の長並びに事務組織の長で構成し、議長は学長とする。

3 前項までに定めるもののほか、全学連絡調整会議の議事運営方法に関しては、学長が決定する。

第60条 本学に多年勤務し教育上學術上特に功績のあった学長又は教授に対し、学長は、別に定めるところにより名誉教授の称号を贈ることができる。

#### 第5章 職員組織

第61条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 教授、准教授、講師及び助教
- (3) 事務職員

第62条 削除

#### 第6章 図書館

第63条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

#### 第7章 附属施設

##### 第1節 研究所

第64条 本学に社会事業研究所を置く。

第65条 社会事業研究所は、社会事業の理論と実際の学問的研究を行うことを目的とし、調査研究、研究会の開催、資料の収集紹介、研究発表及び機関誌の発行等の事業を行う。

2 社会事業研究所においては、前項に規定する事業のほか、国際交流に関する事業、社会福祉に関する相談、研修等の事業を行うことができる。

3 社会事業研究所に関する細目は、別に定める。

##### 第2節 実習施設等

第66条 本学に児童福祉法に規定する児童発達支援センターを置く。

2 児童発達支援センターについては、別に定める。

第67条 本学に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎については、別に定める。

第68条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターについては、別に定める。

第69条 学生及び職員の健康の保持増進を図るため、年1回以上健康診断を行い、その他保健に必要な措置を講じる。

### 第3節 公開講座

第70条 本学は、社会福祉に関する研究成果を広く市民に開放するとともに、社会福祉に対する国民的要求と関心に応えるため、公開講座を開催する。

2 公開講座に関する細目は、別に定める。

### 第4節 通信教育

第71条 本学は、学生等の新たな教育機会の提供、現に社会福祉関係の職務に従事している者の再教育等を行うため、通信教育等を行う。

2 通信教育等に関する細目は、別に定める。

### 第5節 特別な組織

第71条の2 学長のリーダーシップの下に、建学の精神に基づく本学の使命を達成するため、前条までに規定する教育研究組織、附属施設のほか、特別の組織を本学に設置することができる。

2 前項に規定する特別の組織の細目は、別に定める。

## 第8章 附則

第72条 本学則は昭和33年4月1日から施行する。

2 この学則中改正規定は昭和38年4月1日から施行する。

3 この改正規定の施行（適用）の際現に在学するものに係る授業料の額は前項の規定にかかわらずなお従前の例による。

4 昭和47年度入学者に係る入学金の額は第35条第1項の規定にかかわらずなお従前の例による。

5 昭和47年度において入学した者の同年度に係る授業料の額は第35条第1項の規定にかかわらず、次に定める前期及び後期の額を合せた額とし、改定前の額を全納した者は改定額との差額を前期分を改定前の額で納入した者は後期分を、第2学期（後期）の始めより1カ月以内に納入しなければならない。

前期 6,000円 後期 18,000円

6 この学則中改正規定は昭和47年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

7 この学則中改正規定は昭和50年4月1日から施行する。

8 この学則中改正規定は昭和51年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

9 この改正規定の施行（適用）の際現に在学するものに係る授業料の額は35条の2第1項の規定にかかわらずなお従前の例による。

10 昭和51年度において入学した者の同年度の授業料の額は第35条の2第1項の規定にかかわらず、次に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、改定前の額を全納した者は改定額との差額を、前期分を改定前の額で納入した者は後期分を第2学期（後期）の始めより1カ月以内に納入しなければならない。

前期 18,000円 後期 48,000円

11 この学則中改正規定は昭和52年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、昭和52年度における入学を許可される者に係る入学金の額は第35条の2第1項の規定にかかわらずなお従前の例による。

12 この学則中改正規定は昭和53年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、この改定規定の適用の際現に在学する者に係る授業料の額は第35条の2第1項の規定にかかわらずなお従前の例による。

13 この学則中改正規定は昭和54年4月1日から施行する。

14 この学則中改正規定は昭和55年4月1日から施行する。

- 15 この学則中改正規定は昭和56年4月1日から施行する。
- 16 この学則中改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、この改正規定の適用の際、現に在学する者にかかわる英語の単位数は従前の通りとし、また、授業料の額は第35条の2第1項の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 17 この学則中改正規定は、昭和58年4月1日から施行する。
- 18 この学則中改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、この改正規定の適用の際、現に在学するものに係る授業料の額は第35条の2の規定にかかわらずなお従前の例による。
- 19 この学則中改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、81年度以前の入学生に係る第13条の適用は、なお従前の例による。
- 20 この学則中改正規定は、昭和61年4月1日から施行する。
- 21 この学則中改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。
- 22 この学則中改正規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 23 この学則中改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 24 この学則中改正規定は、平成元年4月1日から施行する。
- 25 この学則中改正規定は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前に入学した者の教育職員免許状取得に係る科目及び単位の取得方法の扱いは、なお従前の例によるものとし、免許状の種類は、関係法令の定めるところによる。
- 26 この学則中改正規定は、平成3年4月1日から施行する。
- 27 この学則中改正規定は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第51条については、平成3年7月1日から遡及して適用する。なお、平成2年度以前に卒業した者にかかる学士の称号については、従前の例による。
- 28 この学則中改正規定は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第15条第4号については、平成5年度入学試験の受験者から適用し、第35条の2の授業料及び第36条については、特待生には適用しない。
- 29 この学則中改正規定は、平成5年5月21日から施行する。
- 30 この学則中改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 31 この学則中改正規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 32 この学則中第2条及び第4条の改正規定（学生の所属する学科名称の改称）は、平成8年4月以降に第1年次として入学する者及び平成10年4月以降第3年次に編入する者から適用し、これ以外の入学者については、従前の学科名称（社会事業学科又は児童福祉学科）による。
- 33 この学則中改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
- 34 この学則中改正規定は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第35条の2の改正規定（授業料の額）は、平成9年度に第1年次として入学する者から適用する。
- 35 この学則中改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 36 この学則中改正規定は、平成10年7月1日から施行する。
- 37 この学則中改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 38 この学則中改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 39 この学則中改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 40 この学則中改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 41 この学則中改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 42 この学則中改正規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 43 この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 44 この改正規定は、平成18年6月1日から施行する。
- 45 この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

- 46 この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 47 この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。
- (2) 平成20年度以前に入学した者の卒業要件及び資格取得要件（特別支援学校教員資格及びスクールソーシャルワーク課程は除く。）の規定に関する取り扱いについては、なお従前の例による。
- (3) 平成20年度以前に入学し、改定前の別表Ⅲ—5介護福祉士資格取得に必要な科目を履修した者が平成24年度以降に卒業する場合は、前号の規定にかかわらず介護福祉士国家試験受験資格を取得したものとみなす。
- (4) 平成21年度及び平成22年度に編入学した者が社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする場合には、別表Ⅲ—1を適用する。
- 48 この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- (2) 平成21年度以前に入学した者の教育職員免許状取得に係る科目の扱いは、なお従前の例による。
- (3) 第33条の成績評価の種類についての改正、並びに、別表1「一般教育科目」に「アメリカ手話」、「人間の知性と感性の認識XⅤ～XⅩ」、「科学的思考と自然の認識XⅠ～XⅤ」、「社会の認識と国際理解XⅡ～XⅩ」、別表2「福祉計画学科」の「学科別選択科目」に「社会福祉特講Ⅰ～Ⅴ」及び別表3「福祉援助学科」の「学科別選択科目」に「社会福祉特講Ⅰ～Ⅴ」を追加する改正は、平成22年4月以降に1年次として入学する者及び平成24年4月以降に第3年次に編入する者から適用する。
- 49 この改正規定は、平成22年11月1日から施行する。ただし、第13条第2項別表の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- (2) 平成22年度以前に入学した者の保育士資格及び福祉科教職資格取得に係る第13条第2項別表の取り扱いは、なお従前の例による。
- 50 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した者の介護福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る第13条第2項別表の取り扱いは、なお従前の例による。
- (2) 平成23年度以前に入学した者の「アメリカ手話」及び「キャリアデザイン」に係る取り扱いは、なお従前の例による。
- 51 この改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 52 この改正規定は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この学則中第4条の改正規定は、平成28年4月以降に第1年次として入学する者及び第3年次に編入する者から適用する。
- 53 この改正規定は、平成28年10月1日から施行する。
- 54 この改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 55 日本社会事業大学全学教授会規程（平成19年規程第6号）は平成29年3月31日限りで廃止する。
- 56 この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅱ—2、Ⅲ—2及びⅢ—3の改正は、平成30年4月以降に1年次として入学する者及び平成32年4月以降に3年次として入学する者から適用する。また、別表Ⅲ—5の改正は、平成31年4月以降に入学する者から適用する。
- 57 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅱ—1、Ⅱ—2、Ⅲ—2及びⅢ—4の改正は、平成31年4月以降に1年次として入学する者及び平成33年4月以降に3年次として入学する者から適用する。
- 58 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅱ—1、Ⅱ—2、Ⅲ—4、Ⅲ—5及びⅢ—9の改正は、平成31年4月以降に1年次として入学する者及

び平成33年4月以降に3年次として入学する者から適用する。

- 59 この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅱ－1、Ⅱ－2、Ⅲ－7、Ⅲ－8及びⅢ－9の改正は、令和2年4月以降に1年次として入学する者及び令和4年4月以降に3年次として入学する者から適用する。
- 60 この改正規定のうち、第10条第2項の改正規定は令和2年7月1日から施行し、第9条第2項第3号、第13条第1項第2号並びに別表Ⅱ－1、Ⅱ－2、Ⅲ－1、Ⅲ－2、Ⅲ－3、Ⅲ－4、Ⅲ－5及びⅢ－8の改正規定は令和3年4月1日から施行する。
- (2) 改正後の第10条第2項の規定は令和2年4月1日から適用し、第9条第2項第3号、第13条第1項第2号並びに別表Ⅱ－1、Ⅱ－2、Ⅲ－1、Ⅲ－2、Ⅲ－3、Ⅲ－4、Ⅲ－5及びⅢ－8の改正は、令和3年4月以降に1年次として入学する者から適用し、別表Ⅱ－1、Ⅱ－2、Ⅲ－1及びⅢ－8の改正は、令和5年4月以降に3年次として入学する者から適用する。
- (3) 令和2年度以前に入学した者の卒業要件及び資格取得要件の規定に関する取り扱いについては、なお従前の例による。
- 61 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月以降に1年次として入学する者及び令和6年4月以降に3年次として入学する者から適用する。
- 62 この改正規定は令和5年4月1日から施行する。
- 63 この改正規定は令和6年4月1日から施行する。
- 64 この改正規定は令和6年8月1日から施行する。

別表（授業科目並びにその単位数）

I 一般教育科目

授業科目の名称	授業区分	社会福祉学部			備考
		必修単位数	選択必修単位数	自由選択単位数	
外国語科目	英語 A	演習	1		英語Aのうちから4クラス4単位必修及び英語A・B・C、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話のうちから4クラス4単位必修
	英語 B	演習	1		
	英語 C	演習	1		
	初級ドイツ語	演習	1		
	中級ドイツ語	演習	1		
	上級ドイツ語	演習	1		
	初級フランス語	演習	1		
	中級フランス語	演習	1		
	上級フランス語	演習	1		
	初級中国語	演習	1		
	中級中国語	演習	1		
	上級中国語	演習	1		
	初級日本手話	演習	1		
	中級日本手話	演習	1		
	上級日本手話	演習	1		
	初級アメリカ手話	演習	1		
	中級アメリカ手話	演習	1		
	上級アメリカ手話	演習	1		
留学生科目	日本語講読 A	演習	1		日本語科目6単位必修及び英語A・B・C、ドイツ語、フランス語、中国語、日本手話、アメリカ手話のうちから2クラス2単位必修
	日本語講読 B	演習	1		
	日本語作文 A	演習	1		
	日本語作文 B	演習	1		
	日本文化 A	演習	1		
	日本文化 B	演習	1		
健康・スポーツ科目	健康科学	講義	2		2科目2単位必修
	健康スポーツ 1	実技	1		
	健康スポーツ 2	実技	1		
	健康スポーツ 3	実技	1		

	健康スポーツ 4	実技		1		
	健康スポーツ 5	実技		1		
	健康スポーツ 6	実技		1		
	健康スポーツ 7	実技		1		
	健康スポーツ 8	実技		1		
	健康スポーツ 9	実技		1		
	健康スポーツ 10	実技		1		
科目	情報科学 A	演習		1		A Bいずれか 1単位必修
	情報科学 B	演習		1		
教養科目	人間の知性と感性の認識Ⅰ (※教養基礎演習A)	演習		2		I～XXの内 2科目4単位 必修
	人間の知性と感性の認識Ⅱ (※教養基礎演習B)	演習		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅲ (※教養基礎演習C)	演習		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅳ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅴ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅵ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅶ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅷ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅸ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識Ⅹ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅠ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅡ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅢ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅣ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅤ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅥ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅦ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅧ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅨ	講義		2		
	人間の知性と感性の認識ⅩⅩ	講義		2		
	科学的思考と自然の認識Ⅰ (※教養基礎演習D)	演習		2		
科学的思考と自然の認識Ⅱ (※教養基礎演習E)	演習		2			

科学的思考と自然の認識Ⅲ (※教養基礎演習F)	演習		2		
科学的思考と自然の認識Ⅳ	講義		2		
科学的思考と自然の認識Ⅴ	講義		2		
科学的思考と自然の認識Ⅵ	講義		2		
科学的思考と自然の認識Ⅶ	講義		2		
科学的思考と自然の認識Ⅷ	講義		2		
科学的思考と自然の認識Ⅸ	講義		2		
科学的思考と自然の認識Ⅹ	講義		2		
科学的思考と自然の認識ⅩⅠ	講義		2		
科学的思考と自然の認識ⅩⅡ	講義		2		
科学的思考と自然の認識ⅩⅢ	講義		2		
科学的思考と自然の認識ⅩⅣ	講義		2		
科学的思考と自然の認識ⅩⅤ	講義		2		
社会の認識と国際理解Ⅰ (※教養基礎演習G)	演習		2		Ⅰ～ⅩⅩの内 2科目4単位 必修
社会の認識と国際理解Ⅱ (※教養基礎演習H)	演習		2		
社会の認識と国際理解Ⅲ (※教養基礎演習I)	演習		2		
社会の認識と国際理解Ⅳ (※教養基礎演習J)	演習		2		
社会の認識と国際理解Ⅴ	講義		2		
社会の認識と国際理解Ⅵ	講義		2		
社会の認識と国際理解Ⅶ	講義		2		
社会の認識と国際理解Ⅷ	講義		2		
社会の認識と国際理解Ⅸ	講義		2		
社会の認識と国際理解Ⅹ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅠ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅡ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅢ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅣ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅤ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅥ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅦ	講義		2		
社会の認識と国際理解ⅩⅧ	講義		2		

	社会の認識と国際理解 X IX	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X X	講義		2		
計	開 講 科 目 単 位		2	146	0	148単位
	卒 業 必 要 単 位		2	23		25単位以上修得

(備考) 教養基礎演習 A～J の内 1 科目 2 単位必修

Ⅱ 専門教育科目

Ⅱ-1 福祉計画学科

授業科目の名称	授業形態	社会福祉学部			備考
		必修単位数	選択必修単位数	自由選択単位数	
社会福祉士指定科目	保健医療と福祉	講義	2		62単位必修
	貧困に対する支援	講義	2		
	子ども家庭福祉論Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義	2		
	社会福祉原論Ⅰ	講義	2		
	社会福祉原論Ⅱ	講義	2		
	社会福祉調査の基礎Ⅰ	講義	2		
	社会保障論Ⅰ	講義	2		
	社会保障論Ⅱ	講義	2		
	障害者福祉論Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	1		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習	4		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		
	地域福祉論Ⅰ	講義	2		
	地域福祉論Ⅱ	講義	2		
	福祉サービスの組織と経営	講義	2		
	法学(権利擁護を支える法制度)	講義	2		
	高齢者福祉論	講義	2		
医学概論	講義	2			

	社会学と社会システム	講義	2		
	心理学	講義	2		
	刑事司法と福祉	講義	2		
学科別必修科目	地域福祉計画論	講義	2		9単位必修
	地方自治論	講義	2		
	福祉教育論	講義	2		
	福祉計画とデータ分析	演習	1		
	福祉と法(行政法)	講義	2		
学科別選択科目	海外保健福祉現地研究	講義		2	22単位以上修得
	介護概論Ⅰ	講義		2	
	介護概論Ⅲ	講義		2	
	介護保険制度論	講義		2	
	家族社会学	講義		2	
	キャリアデザインⅠ	演習		1	
	キャリアデザインⅡ	演習		1	
	教育相談	講義		2	
	教育方法・技術と総合的な探究の時間	講義		3	
	教職概論	講義		2	
	教職実践演習(高等学校)	演習		2	
	清瀬市内大学合同プログラム(多職種協働)	講義		1	
	ケアマネジメント論	講義		2	
	健康福祉増進論	講義		2	
	国際社会福祉論	講義		2	
	子どものケースマネジメント	講義		2	
	コミュニティ・ソーシャルワーク論	講義		2	
	子ども家庭福祉論Ⅱ	講義		2	
	社会福祉史Ⅰ	講義		2	
	社会福祉史Ⅱ	講義		2	
	社会福祉総合科目	講義		2	
	社会福祉調査・計画演習Ⅰ	演習		4	
	社会福祉調査・計画演習Ⅱ	演習		2	
	社会福祉調査の基礎Ⅱ	講義		2	
	社会福祉特講Ⅰ	講義		2	
	社会福祉特講Ⅱ	講義		2	
社会福祉特講Ⅲ	講義		2		

社会福祉特講Ⅳ	講義		2	
社会福祉特講Ⅴ	講義		2	
住環境支援法	講義		2	
生涯学習論Ⅰ	講義		2	
生涯学習論Ⅱ	講義		2	
障害児教育課程論	講義		2	
障害児教育指導論	講義		2	
障害児教育総論	講義		2	
障害児の心理・生理・病理	講義		2	
障害者福祉論Ⅱ	講義		2	
スクールソーシャルワーク	講義		2	
スクールソーシャルワーク演習	演習		1	
スクールソーシャルワーク実習	実習		2	
スクールソーシャルワーク実習指導	演習		1	
精神医学と精神医療Ⅰ	講義		2	
精神障害リハビリテーション論	講義		2	
精神医学と精神医療Ⅱ	講義		2	
精神保健福祉援助演習	演習		3	
ソーシャルワークの理論と方法 (精神保健福祉専門分野)Ⅰ	講義		2	
ソーシャルワークの理論と方法 (精神保健福祉専門分野)Ⅱ	講義		2	
現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	講義		2	
現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	講義		2	
精神保健福祉援助実習	実習		5	
精神保健福祉援助実習指導	演習		3	
精神保健福祉の原理Ⅰ	講義		2	
精神保健福祉の原理Ⅱ	講義		2	
精神保健福祉制度論	講義		2	
生徒指導とキャリア教育	講義		2	
地域環境整備論	講義		2	
地域看護	講義		2	
地域ケアシステム論	講義		2	
地域社会学	講義		2	
聴覚障害教育	講義		2	
聴覚障害教育課程論	講義		2	
聴覚障害教育特講	講義		2	

	聴覚障害児言語指導	講義		2	
	聴覚障害児指導法Ⅰ	講義		2	
	聴覚障害児指導法Ⅱ	講義		2	
	聴覚障害児の心理	講義		2	
	聴覚障害児の生理・病理	講義		2	
	特支学校教育実習	実習		2	
	特支学校教育実習指導	演習		1	
	特別活動論	講義		2	
	特別支援教育	講義		2	
	発達心理学Ⅱ	講義		2	
	福祉科教育実習	実習		3	
	福祉科指導法Ⅰ	講義		2	
	福祉科指導法Ⅱ	講義		2	
	福祉環境論	講義		2	
	福祉機器活用法	講義		2	
	福祉計画インターンシップ	実習		1	
	福祉と経営(経済)	講義		2	
	福祉と経営(施設)	講義		2	
	福祉と計画(行政計画)	講義		2	
	福祉と政策(国際)	講義		2	
	福祉と政策(理論)	講義		2	
	福祉と政策(歴史)	講義		2	
	福祉と法(家族法)	講義		2	
	福祉と法(民法)	講義		2	
	リハビリテーション論	講義		2	
	レクリエーションワーク	講義		2	
	老人・障害者の心理Ⅰ	講義		2	
	老人・障害者の心理Ⅱ	講義		2	
	労働ソーシャルワーク	講義		2	
専門演習	専門演習	演習	2		2単位必修
卒業研究	卒業研究		5		5単位必修
アカデミック・プランニング	アカデミック・プランニングⅠ		1		2単位必修
	アカデミック・プランニングⅡ		1		

計	開 講 科 目 単 位		80	184	0	264単位
	卒 業 必 要 単 位		80	22		102単位以上 修得

Ⅱ－2 福祉援助学科

授業科目の名称	授業形態	社会福祉学部			備考
		必修単位数	選択必修単位数	自由選択単位数	
社会福祉士指定科目	保健医療と福祉	講義	2		62単位必修
	貧困に対する支援	講義	2		
	子ども家庭福祉論Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義	2		
	社会福祉原論Ⅰ	講義	2		
	社会福祉原論Ⅱ	講義	2		
	社会福祉調査の基礎Ⅰ	講義	2		
	社会保障論Ⅰ	講義	2		
	社会保障論Ⅱ	講義	2		
	障害者福祉論Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	1		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習	2		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習	4		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		
	地域福祉論Ⅰ	講義	2		
	地域福祉論Ⅱ	講義	2		
	福祉サービスの組織と経営	講義	2		
	法学（権利擁護を支える法制度）	講義	2		
高齢者福祉論	講義	2			
医学概論	講義	2			

	社会学と社会システム	講義	2			
	心理学	講義	2			
	刑事司法と福祉	講義	2			
学科別選択科目	医療ソーシャルワーク	講義		2	31単位以上修得	
	医療ソーシャルワーク実習	実習		2		
	医療ソーシャルワーク実習指導	演習		1		
	医療的ケア I	講義		2		
	医療的ケア II	講義		2		
	医療的ケア演習	演習		1		
	海外保健福祉現地研究	講義		2		
	介護概論 I	講義		2		
	介護概論 II	講義		2		
	介護概論 III	講義		2		
	介護過程の基礎	演習		1		
	介護過程の展開と実践 I	演習		1		
	介護過程の展開と実践 II	演習		1		
	介護過程の展開と実践 III	演習		1		
	介護過程の展開と実践 IV	演習		1		
	介護実習 I	実習		2		
	介護実習 II	実習		4		
	介護実習 III	実習		1		
	介護実習 IV	実習		3		
	介護実践・開発	講義		2		
	介護総合演習 I	演習		1		
	介護総合演習 II	演習		1		
	介護総合演習 III	演習		1		
	介護総合演習 IV	演習		1		
	介護保険制度論	講義		2		
	介護予防とリハビリテーション	講義		2		
家政学演習 I	演習		1			
家政学演習 II	演習		1			

家 政 学 概 論	講義		2	
家族ケースワーク・家族療法	講義		2	
家 族 社 会 学	講義		2	
家 族 法	講義		2	
キャリアデザインⅠ	演習		1	
キャリアデザインⅡ	演習		1	
教 育 原 理	講義		2	
教 育 心 理 学	講義		2	
教 育 相 談	講義		2	
教育方法・技術と総合的な探究の時間	講義		3	
教 職 概 論	講義		2	
教職実践演習（高等学校）	演習		2	
清瀬市内大学合同プログラム （多職種協働）	講義		1	
ケアマネジメント論	講義		2	
形態別生活支援技術Ⅰ	演習		1	
形態別生活支援技術Ⅱ	演習		1	
形態別生活支援技術Ⅲ	演習		1	
形態別生活支援技術Ⅳ	演習		1	
健 康 福 祉 増 進 論	講義		2	
公 衆 衛 生 Ⅰ	講義		2	
公 衆 衛 生 Ⅱ	講義		2	
高 齢 者 の 理 解 と 援 助	講義		2	
国 際 社 会 福 祉 論	講義		2	
こころとからだのしくみⅠ	講義		2	
こころとからだのしくみⅡ	講義		2	
子 育 て 支 援	演習		1	
子ども・家庭ソーシャルワーク 実習Ⅰ	実習		2	
子ども・家庭ソーシャルワーク 実習Ⅱ	実習		2	
子ども・家庭ソーシャルワーク 実習指導Ⅰ	演習		1	
子ども・家庭ソーシャルワーク 実習指導Ⅱ	演習		1	
子ども家庭支援の心理学	講義		2	

子ども家庭支援論	講義		2	
子ども家庭福祉	講義		2	
子どものケースマネジメント	講義		2	
子どもの健康と安全	演習		1	
子どもの食と栄養	演習		2	
子どもの保健	講義		2	
子どもの理解と援助	演習		1	
子どもの臨床教育心理学	講義		2	
子ども法制論	講義		2	
コミュニケーション技術Ⅰ	演習		1	
コミュニケーション技術Ⅱ	演習		1	
コミュニティ・ソーシャルワーク論	講義		2	
施設処遇法	講義		2	
子ども家庭福祉論Ⅱ	講義		2	
社会的養護Ⅰ	講義		2	
社会的養護Ⅱ	演習		1	
社会福祉史Ⅰ	講義		2	
社会福祉史Ⅱ	講義		2	
社会福祉総合科目	講義		2	
社会福祉調査・計画演習Ⅰ	演習		4	
社会福祉調査・計画演習Ⅱ	演習		2	
社会福祉調査の基礎Ⅱ	講義		2	
社会福祉と権利擁護	講義		2	
社会福祉特講Ⅰ	講義		2	
社会福祉特講Ⅱ	講義		2	
社会福祉特講Ⅲ	講義		2	
社会福祉特講Ⅳ	講義		2	
社会福祉特講Ⅴ	講義		2	
住環境支援法	講義		2	
生涯学習論Ⅰ	講義		2	
生涯学習論Ⅱ	講義		2	

障 害 構 造 論	講義		2	
障 害 児 教 育 課 程 論	講義		2	
障 害 児 教 育 指 導 論	講義		2	
障 害 児 教 育 総 論	講義		2	
障害児の心理・生理・病理	講義		2	
障 害 児 保 育 I	演習		1	
障 害 児 保 育 II	演習		1	
障 害 者 福 祉 論 II	講義		2	
障 害 の 理 解	演習		1	
女 性 福 祉 論	講義		2	
身体表現と関係形成	講義		2	
スクールソーシャルワーク	講義		2	
スクールソーシャルワーク演習	演習		1	
スクールソーシャルワーク実習	実習		2	
スクールソーシャルワーク実習指導	演習		1	
性格と知能の心理学	講義		2	
生活支援技術 I	演習		2	
生活支援技術 II	演習		2	
精神医学と精神医療 I	講義		2	
精神障害リハビリテーション論	講義		2	
精神医学と精神医療 II	講義		2	
精神保健福祉援助演習	演習		2	
ソーシャルワークの理論と方法 (精神保健福祉専門分野) I	講義		2	
ソーシャルワークの理論と方法 (精神保健福祉専門分野) II	講義		2	
現代の精神保健の課題と支援 I	講義		2	
現代の精神保健の課題と支援 II	講義		2	
精神保健福祉援助実習	実習		5	
精神保健福祉援助実習指導	演習		3	
精神保健福祉の原理 I	講義		2	
精神保健福祉の原理 II	講義		2	
精神保健福祉制度論	講義		2	

生徒指導とキャリア教育	講義		2	
専門実習	実習		2	
地域環境整備論	講義		2	
地域看護	講義		2	
地域ケアシステム論	講義		2	
地域社会学	講義		2	
地域福祉計画論	講義		2	
チームマネジメント論	講義		2	
知的障害と社会	講義		2	
地方自治論	講義		2	
聴覚障害教育	講義		2	
聴覚障害教育課程論	講義		2	
聴覚障害教育特講	講義		2	
聴覚障害児言語指導	講義		2	
聴覚障害児指導法Ⅰ	講義		2	
聴覚障害児指導法Ⅱ	講義		2	
聴覚障害児の心理	講義		2	
聴覚障害児の生理・病理	講義		2	
特支学校教育実習	実習		2	
特支学校教育実習指導	演習		1	
特別活動論	講義		2	
特別支援教育	講義		2	
乳児保育Ⅰ	講義		2	
乳児保育Ⅱ	演習		1	
乳幼児精神保健	講義		2	
認知症ケア論Ⅰ	講義		2	
認知症ケア論Ⅱ	講義		2	
バイオメカニクス	講義		2	
発達心理学Ⅰ	講義		2	
発達心理学Ⅱ	講義		2	
発達と老化の理解Ⅰ	講義		2	

発達と老化の理解Ⅱ	講義		2	
福祉科教育実習	実習		3	
福祉科指導法Ⅰ	講義		2	
福祉科指導法Ⅱ	講義		2	
福祉環境論	講義		2	
福祉機器活用法	講義		2	
福祉と経営(経済)	講義		2	
福祉と経営(施設)	講義		2	
福祉と計画(行政計画)	講義		2	
福祉と政策(国際)	講義		2	
福祉と政策(理論)	講義		2	
福祉と政策(歴史)	講義		2	
福祉と法(家族法)	講義		2	
福祉と法(行政法)	講義		2	
福祉と法(民法)	講義		2	
保育原理	講義		2	
保育実習ⅠA	実習		2	
保育実習ⅠB	実習		2	
保育実習Ⅱ	実習		2	
保育実習指導ⅠA	演習		1	
保育実習指導ⅠB	演習		1	
保育実習指導Ⅱ	演習		1	
保育者論	講義		2	
保育内容演習Ⅰ	演習		1	
保育内容演習Ⅱ	演習		1	
保育内容演習Ⅲ	演習		1	
保育内容演習Ⅳ	演習		1	
保育内容演習Ⅴ	演習		1	
保育内容総論	演習		1	
保育内容の理解と方法ⅠA	演習		1	

	保育内容の理解と方法 I B	演習		1		
	保育内容の理解と方法 I C	演習		1		
	保育内容の理解と方法 I D	演習		1		
	保育内容の理解と方法 II A	演習		1		
	保育内容の理解と方法 II B	演習		1		
	保 育 の 計 画 と 評 価	講義		2		
	保 育 の 心 理 学	講義		2		
	民 法	講義		2		
	問題を抱える子どもと家族への支援事例	演習		1		
	問題を抱える子どもへの支援 I (児童虐待・トラウマ)	講義		2		
	問題を抱える子どもへの支援 II (障 害 児)	演習		1		
	問題を抱える子どもへの支援 III (非 行・不 登 校)	講義		2		
	リハビリテーション論	講義		2		
	臨 床 心 理 学 I	講義		2		
	臨 床 心 理 学 II	講義		2		
	レクリエーションワーク	講義		2		
	老人・障害者の心理 I	講義		2		
	老人・障害者の心理 II	講義		2		
	労働ソーシャルワーク	講義		2		
専門演習	専 門 演 習	演習	2			2単位必修
卒業研究	卒 業 研 究		5			5単位必修
アカデミック・プランニング	アカデミック・プランニング I		1			2単位必修
	アカデミック・プランニング II		1			
計	開 講 科 目 単 位		71	360	0	431単位
	卒 業 必 要 単 位		71	31		102単位以上修得

Ⅲ-1 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な科目

法令に定める区分	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	開講年次	摘要
医学概論	医学概論	講義	2		2	
心理学と心理的支援	心理学	講義	2		1	
社会学と社会システム	社会学と社会システム	講義	2		1	
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅰ	講義	2		1	
	社会福祉原論Ⅱ	講義	2		4	
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎Ⅰ	講義	2		2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義	2		1	
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	講義	2		1	
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		1	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義	2		2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義	2		4	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	講義	2		1	
	地域福祉論Ⅱ	講義	2		2	
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	講義	2		4	
社会保障	社会保障論Ⅰ	講義	2		2	
	社会保障論Ⅱ	講義	2		3	
高齢者福祉	高齢者福祉論	講義	2		2	
障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	講義	2		2	
児童・家庭福祉	子ども家庭福祉論Ⅰ	講義	2		2	
貧困に対する支援	貧困に対する支援	講義	2		3	
保健医療と福祉	保健医療と福祉	講義	2		2	
権利擁護を支える法制度	法学(権利擁護を支える法制度)	講義	2		1	
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	講義	2		3	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	1		2	
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	2		2	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	2		3	
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		2・3	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		3	
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習	2		2・3	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習	4		3	
開講科目単位			62	0		
必要単位			62	0		

Ⅲ－２ 介護福祉士国家試験受験資格取得に必要な科目

指定科目の名称		授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	法学（権利擁護を支える法制度）	講義	2	
		人間関係とコミュニケーション	心 理 学	講義	2	
			チームマネジメント論	講義	2	
	社会の理解	社会の理解	社会学と社会システム	講義	2	
			地 域 福 祉 論 I	講義	2	
			社 会 保 障 論 I	講義	2	
			社 会 保 障 論 II	講義	2	
			障 害 者 福 祉 論 I	講義	2	
	上記他選択科目		保 健 医 療 と 福 祉	講義	2	
			貧 困 に 対 す る 支 援	講義	2	
介 護	介護の基本	介 護 概 論 I	講義	2		
		介 護 概 論 II	講義	2		
		高 齢 者 福 祉 論	講義	2		
		家 政 学 概 論	講義	2		
		介護予防とリハビリテーション	講義	2		
		介 護 実 践 ・ 開 発	講義	2		
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術 I	演習	1		
		コミュニケーション技術 II	演習	1		
	生活支援技術	生 活 支 援 技 術 I	演習	2		
		生 活 支 援 技 術 II	演習	2		
		形態別生活支援技術 I	演習	1		
		形態別生活支援技術 II	演習	1		
		形態別生活支援技術 III	演習	1		
		形態別生活支援技術 IV	演習	1		
		家 政 学 演 習 I	演習	1		
		家 政 学 演 習 II	演習	1		
	介護過程	介 護 過 程 の 基 礎	演習	1		
		介護過程の展開と実践 I	演習	1		
		介護過程の展開と実践 II	演習	1		
		介護過程の展開と実践 III	演習	1		
介護過程の展開と実践 IV		演習	1			

	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	演習	1		
		介護総合演習Ⅱ	演習	1		
		介護総合演習Ⅲ	演習	1		
		介護総合演習Ⅳ	演習	1		
	介護実習	介護実習Ⅰ	実習	2		
		介護実習Ⅱ	実習	4		
		介護実習Ⅲ	実習	1		
		介護実習Ⅳ	実習	3		
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	健康科学	講義	2		
		医学概論	講義	2		
		こころとからだのしくみⅠ	講義	2		
		こころとからだのしくみⅡ	講義	2		
	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	講義	2		
		発達と老化の理解Ⅱ	講義	2		
	認知症の理解	認知症ケア論Ⅰ	講義	2		
		認知症ケア論Ⅱ	講義	2		
	障害の理解	老人・障害者の心理Ⅱ	講義	2		
		障害の理解	演習	1		
	医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	講義	2	
			医療的ケアⅡ	講義	2	
医療的ケア演習			演習	1		
開講科目単位				87	0	
必要単位				87	0	

Ⅲ－３ 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に必要な科目

法令に定める区分	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
医学概論	医学概論	講義	2		
心理学と心理的支援	心理学	講義	2		
社会学と社会システム	社会学と社会システム	講義	2		
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅰ	講義	2		
	社会福祉原論Ⅱ	講義	2		
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	講義	2		
	地域福祉論Ⅱ	講義	2		
社会保障	社会保障論Ⅰ	講義	2		
	社会保障論Ⅱ	講義	2		
権利擁護を支える法制度	法学（権利擁護を支える法制度）	講義	2		
障害者福祉	障害者福祉論Ⅰ	講義	2		
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	講義	2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎Ⅰ	講義	2		
精神医学と精神医療	精神医学と精神医療Ⅰ	講義	2		
	精神医学と精神医療Ⅱ	講義	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	講義	2		
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援Ⅰ	講義	2		
	現代の精神保健の課題と支援Ⅱ	講義	2		
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	講義	2		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（精神保健福祉専門分野）Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法（精神保健福祉専門分野）Ⅱ	講義	2		
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	講義	2		
	精神保健福祉の原理Ⅱ	講義	2		
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	講義	2		
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	1		
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉援助演習	演習	3		
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導	演習	3		
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	実習	5		
必要単位			64	0	

Ⅲ-4 保育士資格取得に必要な科目

系列	公示等による科目名	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
教養科目	外国語、体育以外の科目	情報科学 A	演習		1	A B いずれか 1 単位必修
		情報科学 B	演習		1	
		人間の知性と感性の認識 I (※教養基礎演習 A)	演習		2	I ~ XX の内 2 科目 4 単位必修
		人間の知性と感性の認識 II (※教養基礎演習 B)	演習		2	
		人間の知性と感性の認識 III (※教養基礎演習 C)	演習		2	
		人間の知性と感性の認識 IV	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 V	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 VI	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 VII	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 VIII	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 IX	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X I	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X II	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X III	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X IV	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X V	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X VI	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X VII	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X VIII	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X IX	講義		2	
		人間の知性と感性の認識 X X	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 I (※教養基礎演習 D)	演習		2	I ~ XV の内 2 科目 4 単位必修
		科学的思考と自然の認識 II (※教養基礎演習 E)	演習		2	
		科学的思考と自然の認識 III (※教養基礎演習 F)	演習		2	
		科学的思考と自然の認識 IV	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 V	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 VI	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 VII	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 VIII	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 IX	講義		2	
		科学的思考と自然の認識 X	講義		2	

	科学的思考と自然の認識X I	講義		2		
	科学的思考と自然の認識X II	講義		2		
	科学的思考と自然の認識X III	講義		2		
	科学的思考と自然の認識X IV	講義		2		
	科学的思考と自然の認識X V	講義		2		
	社会の認識と国際理解 I (※教養基礎演習G)	演習		2	I ~ XXの内2 科目4単位必修	
	社会の認識と国際理解 II (※教養基礎演習H)	演習		2		
	社会の認識と国際理解 III (※教養基礎演習I)	演習		2		
	社会の認識と国際理解 IV (※教養基礎演習J)	演習		2		
	社会の認識と国際理解 V	講義		2		
	社会の認識と国際理解 VI	講義		2		
	社会の認識と国際理解 VII	講義		2		
	社会の認識と国際理解 VIII	講義		2		
	社会の認識と国際理解 IX	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X I	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X II	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X III	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X IV	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X V	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X VI	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X VII	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X VIII	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X IX	講義		2		
	社会の認識と国際理解 X X	講義		2		
外 国 語	英 語 A	演習		1		英語 Aのうちから4クラス4単位必修及びC、フランス語、中国語、メキシコ語、手話、のうちの4単位必修
	英 語 B	演習		1		
	英 語 C	演習		1		
	初 級 ド イ ツ 語	演習		1		
	中 級 ド イ ツ 語	演習		1		
	上 級 ド イ ツ 語	演習		1		
	初 級 フ ラ ン ス 語	演習		1		
	中 級 フ ラ ン ス 語	演習		1		
	上 級 フ ラ ン ス 語	演習		1		

		初 級 中 国 語	演習		1	
		中 級 中 国 語	演習		1	
		上 級 中 国 語	演習		1	
		初 級 日 本 手 話	演習		1	
		中 級 日 本 手 話	演習		1	
		上 級 日 本 手 話	演習		1	
		初 級 ア メ リ カ 手 話	演習		1	
		中 級 ア メ リ カ 手 話	演習		1	
		上 級 ア メ リ カ 手 話	演習		1	
		日 本 語 講 読 A	演習		1	留学生科目 日本語科目6単 位必修及び英語 A・B・C、ド イツ語、中 国語、メ スリ ス語、手 話、の うち 2 単位必修
		日 本 語 講 読 B	演習		1	
		日 本 語 作 文 A	演習		1	
		日 本 語 作 文 B	演習		1	
		日 本 文 化 A	演習		1	
		日 本 文 化 B	演習		1	
体 育	健 康 科 学	講義		2		
	健 康 ス ポ ー ツ 1	実技			1	2 科目 2 単位 必 修
	健 康 ス ポ ー ツ 2	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 3	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 4	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 5	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 6	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 7	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 8	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 9	実技			1	
	健 康 ス ポ ー ツ 10	実技			1	
告示による教科目 小計					2	146
保 育 の 本 質 ・ 目 的 に 関 する 科 目	保 育 原 理 (講 義)	保 育 原 理	講義	2		
	教 育 原 理 (講 義)	教 育 原 理	講義	2		
	子 ども 家 庭 福 祉 (講 義)	子 ども 家 庭 福 祉	講義	2		
	社 会 福 祉 (講 義)	社 会 福 祉 原 論 I	講義	2		
	子 ども 家 庭 支 援 論 (講 義)	子 ども 家 庭 支 援 論	講義	2		
	社 会 的 養 護 I (講 義)	社 会 的 養 護 I	講義	2		
	保 育 者 論 (講 義)	保 育 者 論	講義	2		

保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学(講義)	保育の心理学	講義	2		
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	2		
	子どもの理解と援助(演習)	子どもの理解と援助	演習	1		
	子どもの保健(講義)	子どもの保健	講義	2		
	子どもの食と栄養(演習)	子どもの食と栄養	演習	2		
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価(講義)	保育の計画と評価	講義	2		
	保育内容総論	保育内容総論	演習	1		
	保育内容演習(演習)	保育内容演習Ⅰ	演習	1		
		保育内容演習Ⅱ	演習	1		
		保育内容演習Ⅲ	演習	1		
		保育内容演習Ⅳ	演習	1		
		保育内容演習Ⅴ	演習	1		
	保育内容の理解と方法(演習)	保育内容の理解と方法ⅠA	演習	1		
		保育内容の理解と方法ⅠB	演習	1		
		保育内容の理解と方法ⅠC	演習	1		
		保育内容の理解と方法ⅠD	演習	1		
	乳児保育Ⅰ(講義)	乳児保育Ⅰ	講義	2		
	乳児保育Ⅱ(演習)	乳児保育Ⅱ	演習	1		
	子どもの健康と安全(演習)	子どもの健康と安全	演習	1		
	障害児保育(演習)	障害児保育Ⅰ	演習	1		
障害児保育Ⅱ		演習	1			
社会的養護Ⅱ(演習)	社会的養護Ⅱ	演習	1			
子育て支援(演習)	子育て支援	演習	1			
保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	保育実習ⅠA	実習	2		
		保育実習ⅠB	実習	2		
	保育実習指導Ⅰ(演習)	保育実習指導ⅠA	演習	1		
		保育実習指導ⅠB	演習	1		
総合演習	保育実践演習(演習)	専門演習	演習	2		
告示別表第1による教科目 小計				51	0	

系列	公示等による科目名	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
保育の本質・目的に関する理解		社会福祉原論Ⅱ	講義		2	6単位以上必修
		子ども家庭福祉論Ⅱ	講義		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習		2	
		社会福祉と権利擁護	講義		2	
保育の対象の理解に関する科目		問題を抱える子どもへの支援Ⅰ (児童虐待・トラウマ)	講義		2	
		問題を抱える子どもへの支援Ⅲ (非行・不登校)	講義		2	
		臨床心理学Ⅰ	講義		2	
保育の内容・方法に関する科目		保育内容の理解と方法ⅡA	演習		1	
		保育内容の理解と方法ⅡB	演習		1	
		施設処遇法	講義		2	
		地域福祉論Ⅰ	講義		2	
		子どものケースマネジメント	講義		2	
		家族ケースワーク・家族療法	講義		2	
保育実習	保育実習Ⅱ(実習)	保育実習Ⅱ	実習	2		
	保育実習指導Ⅱ(演習)	保育実習指導Ⅱ	演習	1		
	保育実習Ⅲ(実習)	子ども・家庭ソーシャルワーク実習Ⅰ	実習		2	自由選択
	保育実習指導Ⅲ(演習)	子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習		1	
告示別表第2による教科目 小計				3	27	
開講科目単位				56	173	
必要単位				56	29	

Ⅲ－５ 福祉科教員資格取得に必要な科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
社会福祉学 (職業指導を含む)	社会福祉原論Ⅱ	講義	2		
高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	高齢者福祉論	講義	2		
	子ども家庭福祉論Ⅰ	講義	2		
	障害者福祉論Ⅰ	講義	2		
社会福祉援助技術	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	講義	2		
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	講義	2		
介護理論及び介護技術	介護概論Ⅰ	講義	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		
社会福祉総合実習	ソーシャルワーク実習Ⅱ	実習	4		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	2		
人体構造及び日常生活行動に関する理解	医学概論	講義	2		
加齢及び障害に関する理解	老人・障害者の心理Ⅰ	講義	2		
	老人・障害者の心理Ⅱ	講義	2		
各教科の指導法	福祉科指導法Ⅰ	講義	2		
	福祉科指導法Ⅱ	講義	2		
必要単位			38	0	

(2) 教育の基礎的理解に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教 職 概 論	講義	2		
	教 育 原 理 I	講義	2		
	教 育 の 課 程 と 経 営	講義	2		
	発 達 心 理 学 II	講義	2		
	特 別 支 援 教 育	講義	2		
必要単位			10	0	

(3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特 別 活 動 論	講義	2		
	教育方法・技術と総合的な探究の時間	講義	3		
	生徒指導とキャリア教育	講義	2		
	教 育 相 談	講義	2		
必要単位			9	0	

(4) 教育実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
教 職 実 践 演 習	教職実践演習（高等学校）	演習	2		
教 育 実 習	福祉科教育実習	実習	3		1単位は事前・事後指導
必要単位			5	0	

(5) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考	
大学が独自に設定する科目	社会福祉原論Ⅰ	講義	2			
	福祉と法(行政法)	講義	2			
	社会保障論Ⅰ	講義	2			
	発達と老化の理解Ⅱ	講義	2			
	子ども家庭福祉論Ⅱ	講義	2			
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	講義	2			
	介護概論Ⅱ	講義			2	1科目2単位必修
	介護概論Ⅲ	講義			2	
開講科目単位			12	4		
必要単位			12	2		

(6) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	講義	2		
体育	健康スポーツ 1	実技		1	2科目2単位必修
	健康スポーツ 2	実技		1	
	健康スポーツ 3	実技		1	
	健康スポーツ 4	実技		1	
	健康スポーツ 5	実技		1	
	健康スポーツ 6	実技		1	
	健康スポーツ 7	実技		1	
	健康スポーツ 8	実技		1	
	健康スポーツ 9	実技		1	
	健康スポーツ 10	実技		1	
外国語コミュニケーション	英語 A	演習		1	2科目2単位必修
	英語 B	演習		1	
	英語 C	演習		1	
	ドイツ語	演習		1	
	フランス語	演習		1	
	中国語	演習		1	
	日本手話	演習		1	
	日本語講読 A	演習		1	
	日本語講読 B	演習		1	
	日本語作文 A	演習		1	
	日本語作文 B	演習		1	
	日本文化 A	演習		1	
	日本文化 B	演習		1	
	情報機器の操作	情報科学 A	演習	1	
情報科学 B		演習	1		
開講科目単位			4	23	
必要単位			4	4	

Ⅲ-6 特別支援学校教員資格取得に必要な科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目の名称	授業区分	必修単位数	選択単位数	備考
特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育総論	講義	2		
特別支援教育領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の聴覚障害児の心理	講義	2		

に関する科目	心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害児の生理・病理	講義	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害教育	講義	2	
		聴覚障害児指導法Ⅰ	講義	2	
		聴覚障害児指導法Ⅱ	講義	2	
		聴覚障害児言語指導	講義	2	
		聴覚障害教育課程論	講義	2	
		聴覚障害教育特講	講義	2	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児の心理・生理・病理	講義	2	
		障害児教育課程論	講義	2	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	障害児教育指導論	講義	2	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特支学校教育実習	実習	2		事前事後指導1単位含む
	特支学校教育実習指導	演習	1		
必要単位				27	0

Ⅲ-7 児童ソーシャルワーク課程修了に必要な科目

授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	備考
児童の健全育成	講義	2		
発達心理学 I	講義	2		
子どもの臨床教育心理学	講義	2		
乳幼児精神保健	講義	2		
社会福祉と権利擁護	講義	2		
養護原理 I	講義	2		
問題を抱える子どもへの支援 I (児童虐待・トラウマ)	講義	2		
問題を抱える子どもへの支援 II (障害児)	演習	1		
問題を抱える子どもへの支援 III (非行・不登校)	講義	2		
相談援助演習 I (子ども、家庭の相談面接技術・障害を持つ子どもの援助技術演習)	演習	2		
問題を抱える家族への支援	講義	2		
問題を抱える家族への支援事例	演習	1		
家族ケースワーク・家族療法	講義	2		
子どものケースマネジメント	講義	2		
スクールソーシャルワーク	講義	2		
スクールソーシャルワーク実習	実習		2	1科目2単位 必修
子ども・家庭ソーシャルワーク実習 I	実習		2	
子ども・家庭ソーシャルワーク実習 II	実習	2		
スクールソーシャルワーク実習指導	演習		1	1科目1単位 必修
子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導 I	演習		1	
子ども・家庭ソーシャルワーク実習指導 II	演習	1		
開講科目単位		31	6	
必要単位		31	3	

Ⅲ－８ スクールソーシャルワーク課程修了に必要な科目

区分	授業科目の名称	授業形態	必修単位数	選択単位数	摘要
スクールソーシャルワーク専門科目	スクールソーシャルワーク	講義	2		
	スクールソーシャルワーク演習	演習	1		
	スクールソーシャルワーク実習指導	演習	1		
	スクールソーシャルワーク実習	実習	2		
教育関連科目	教育原理Ⅰ	講義		2	1科目2単位必修
	教育の課程と経営	講義		2	
	生徒指導とキャリア教育	講義	2		
関連科目	子ども家庭福祉論Ⅰ	講義	2		
	精神医学と精神医療Ⅱ	講義	2		
開講科目単位			12	4	
必要単位			12	2	

※ 上記科目を履修し、社会福祉士又は精神保健福祉士資格を取得すること。